

平成 21 年 1 月 27 日

各 位

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号  
パシフィックホールディングス株式会社  
代表取締役社長 高塚 優  
(コード番号：8902 東証第一部)  
問い合わせ先 経営企画本部執行役員常務  
田 中 賢 一  
TEL 03 (5251) 8525

## 平成 20 年 11 月期計算書類に対する監査意見不表明に関するお知らせ

平成 20 年 11 月期の計算書類およびその附属明細書並びに連結計算書類につきまして、会計監査人より会社法第 436 条第 2 項第 1 号および会社法第 444 条第 4 項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 背景および概要

当社グループは、昨年 9 月以降に顕著となった不動産市況及び資金調達環境の急速な悪化を受け、当連結会計年度において経常損失 16,044 百万円及び当期純損失 73,015 百万円を計上し、当連結会計年度末現在 5,335 百万円の債務超過の状況にあります。これに伴い、金融機関からの借入金 57,145 百万円及び社債 8,500 百万円が財務制限条項に抵触しているため、当該債務の一括返済を求められる可能性があります。

そのため、計算書類に「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記を記載しております。

なお、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記の内容につきましては、本日付プレスリリース「平成 20 年 11 月期決算短信」及び「継続企業の前提に関する事項の注記に関するお知らせ」をご覧ください。

企業の計算書類（会社法規定）や財務諸表（金融商品取引法規定）は、継続企業であることを前提として作成されます。当社の計算書類や財務諸表についても、継続企業であることを前提として作成されておりますが、上記に記載のとおり、当社の継続企業の前提は、株式会社中柏ジャパンに対する第三者割当による優先株式の発行及び株式会社中柏ジャパンと共同での不動産プライベートファンドを組成し、事業上のシナジーを図ることによる業績回復の可否に依存していると認識しております。

このたび、会社法規定の計算書類の監査において、会計監査人である監査法人トーマツは、当社の継続企業の前提である株式会社中柏ジャパンに対する第三者割当による優先株式の発行及びそれを前提とした経営計画の実行による業績回復の可否について、当該監査時点では適正な監査意見を表明するための合理的な基礎を得ることが出来ないと判断いたしました。これにより、会社法第 436 条第 2 項第 1 号および会社法第 444 条第 4 項の規定に基づく監査について、監査意見の表明をしない旨の監査報告書を受領いたしました。

## 2. 監査報告書の記載内容

連結財務諸表に対する監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、パシフィックホールディングス株式会社の平成 19 年 12 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。

### 記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末現在 5,335 百万円の債務超過の状況にあるとともに、借入金 57,145 百万円及び社債 8,500 百万円が財務制限条項に抵触したこと等により、継続企業の前提に重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための会社の対応は、当該注記に記載されているとおりであるが、会社が平成 21 年 2 月 27 日に払込を受けることを予定していた優先株式（約 47,000 百万円）は割当先から引受及び払込を受けられない事態となっており、現時点では本優先株式の発行及びこれを前提とした経営計画の実行可能性等は不明である。このため、継続企業を前提として作成されている上記の連結計算書類に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、上記事項の連結計算書類に与える影響の重要性に鑑み、当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

個別財務諸表に対する監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、パシフィックホールディングス株式会社の平成 19 年 12 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日までの第 19 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。

### 記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度末現在 8,749 百万円の債務超過の状況にあるとともに、借入金 51,049 百万円が財務制限条項に抵触したこと等によ

り、継続企業の前提に重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための会社の対応は、当該注記に記載されているとおりであるが、会社が平成21年2月27日に払込を受けることを予定していた優先株式の第三者割当増資（約47,000百万円）は割当先から引受及び払込を受けられない事態となっており、現時点では本優先株式の発行及びこれを前提とした経営計画の実行可能性等は不明である。このため、継続企業を前提として作成されている上記の計算書類及びその附属明細書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記事項の計算書類及びその附属明細書に与える影響の重要性に鑑み、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 3. 計算書類の承認について

計算書類の監査意見不表明に伴い、株主総会の決議事項として計算書類の承認を附議します。

### 4. 有価証券報告書における監査報告書への影響について

今回の監査意見不表明の判断は、連結計算書類及び計算書類の監査時点（本日受領した平成21年1月27日付監査報告書）におけるものであります。

有価証券報告書につきましては、現在監査中であり、最終的な監査報告を受領次第、速やかに開示いたします。

### 5. 今後の展開

当社といたしましては、今回の監査法人の意見不表明に至った事由を早期に解消すべく、株式会社中柏ジャパンに対する第三者割当による優先株式の発行及び株式会社中柏ジャパンと共同での不動産プライベートファンドを組成し、事業上のシナジーを図ることにより、早急に業績を回復させることを経営の最優先課題として取り組んでまいります。

以 上